

令和7年度ノロウイルス対策の取組みについて

1. 事業者に対する啓発（通常対応）

事業者指導およびリスクコミュニケーションの一環として、例年、食品の安全性確保に関する情報を様々な機会、媒体を利用して発信・提供しています。

（令和7年度仙台市食品衛生監視指導計画 4（4）①および③）

（1）文書等による啓発

啓発方法	対象業種	件数
はがき発送	飲食店営業、菓子製造業、食肉製品製造業、魚介類販売業、水産製品製造業、そうざい製造業、給食施設、量販店 等	1,323 件
文書通知	保育施設	48 件
FAX 送信	飲食店営業、菓子製造業、食肉処理業、魚介類販売業、給食施設 等	420 件
メール送信	飲食店営業、菓子製造業、製造業、倉庫業 等	80 件

※上記に加え、検便通知はがきにノロウイルスに関する注意喚起も記載し発送予定（5,000件程度）。

（2）対面による啓発

- 市内合同開催による業種別講習会（寿司店、弁当・そうざい・仕出し、魚介類販売業、菓子製造業、焼肉・焼鳥・食肉販売業）
- 各区開催による衛生講習会（飲食店営業、菓子製造業、そうざい製造業、給食施設、旅館業、社会福祉施設、保育施設 等）
- 依頼講習会
- 指導員研修
- 監視時の啓発（パンフレット配布、動画教育 等）

2. 事業者に対する啓発（緊急対応）

市内における年末年始の食中毒事例および令和8年1月15日付け厚生労働省事務連絡を受け、同様事業形態の事業者に対し注意喚起を実施しました。

（令和7年度仙台市食品衛生監視指導計画 4（4）②）

（1）文書による啓発

- いわゆる寿司店を対象に、手洗いや体調管理、食材管理等に関する注意喚起の文書を発送。

（2）ホームページによる啓発

- 事業者向け情報のお知らせページに、新たに注意喚起を掲載。

3. 市民向け啓発

- 区役所デジタルサイネージによる来庁者への周知
- 庁舎内でのパンフレット配布
- 庁舎内でのポスター掲示やパネル展示
- 市政出前講座
- 学生実習
- 市関連施設や商業施設でのデジタルサイネージ、パンフレット配布、ポスター掲示